

【金銭債権と預金等の誤認防止について】

愛知県中央信用組合が取り扱っている保険商品について、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 当組合が取り扱う保険商品は預金等ではありません。
- 預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象とはなりません。
- 元本の返済は保証されていません。